

総務省契約監視会について

1 目的

総務省契約監視会（以下「監視会」という。）は、総務省が締結した公共工事及び工事以外の物品・役務等を対象とする契約の適正を確保するため、契約の競争性等について検討を行うことを目的とする。

2 主な検討事項

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等の適正性
- (2) 競争参加資格の設定理由・経緯、随意契約の締結理由等の適正性

3 構成及び運営

- (1) 総務省大臣官房長（以下「官房長」という。）は、公正中立の立場で客観的に契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者（以下「構成員」という。）に参集を求め、監視会を年 4 回程度開催するものとする。
- (2) 構成員に参集を求める期間は、2 年以内とする。ただし、再度参集を求めることを妨げない。
- (3) 構成員の数は 5 名程度とする。
- (4) 監視会には座長及び座長代理を置く。
- (5) 座長は、構成員の互選によって定めることとし、座長代理は、座長が指名する。
- (6) 座長は、監視会の進行を務め、特に必要があると認めるときは、臨時に監視会を開催することができる。
- (7) 座長は、やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって、監視会の開催に代えることができるものとする。この場合には、次に開催される監視会において、その結果を報告するものとする。
- (8) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときには、その職務を代行する。
- (9) 監視会は、必要に応じ、関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (10) 構成員は、監視会での検討にあたり、自己又は 3 親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

4 検討の対象とする契約

監視会開催日以前に各部局（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 55 号「総務省所管会計事務取扱規程」第 2 条（2）に定める部局）の契約担当官等が締結した国の支出の原因となる契約（国の行為を秘密にする必要のある随意契約並びに予定価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えない随意契約（以下「少額の随意契約」という。）については、原則として報告対象

から除く。) 一覧表の中から、各構成員が事前に抽出した契約を対象とする。ただし、少額の随意契約についても、監視会からの提出要請を妨げるものではない。

5 資料の提出及び説明

抽出事案に係る説明は、当該契約を行った契約担当官等が、入札及び契約方式ごとに次の事項を記載した資料を提出して行うものとする。

(1) 競争入札方式の場合

- ① 契約件名
- ② 契約概要
- ③ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- ④ 応札業者数
- ⑤ 参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由
- ⑥ 入札経緯及び結果の説明
- ⑦ 契約業者名
- ⑧ 契約価格
- ⑨ その他検討に必要な情報

(2) 随意契約方式の場合

- ① 契約件名
- ② 契約概要
- ③ 随意契約した理由
- ④ 参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明 (公募・企画競争の場合)
- ⑤ 応募業者数 (公募・企画競争の場合)
- ⑥ 参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由 (公募・企画競争の場合)
- ⑦ 公募・企画競争の経緯及び審査結果の説明
- ⑧ 契約業者名
- ⑨ 契約価格
- ⑩ その他検討に必要な情報

6 意見

監視会は、検討結果に基づいて、官房長に対し、契約の適正化に関し必要な意見を述べることができる。

7 議事概要の作成及び公表

監視会の会議は非公開とし、議事概要については監視会終了後速やかに作成し、総務省ホームページに掲載して公表するものとする。

8 構成員に対する遵守規定

- (1) 構成員は、監視会における検討の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(2) 監視会は、構成員に(1)の規定に違反が認められた場合、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など構成員としてふさわしくないと認められるときは、当該構成員の監視会への参加を取り消し、その経緯等に関する情報を公開することができる。

9 庶務

監視会の庶務は、総務省大臣官房会計課が行う。

10 その他

このほか監視会の運営に関し必要な事項は、監視会が定める。

附則

1 この要領は、令和5年10月30日から施行する。

2 「総務省契約監視会の開催について」(平成25年12月4日総官会第2226号)は、この要領の施行をもって廃止する。